

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の教育研究の目的は学則第1条において、「女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする」と規定している。この目的を達成するため、学則第2条により、英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科を設置（資料2-A参照）している。各学科の教育目標は基準1の観点1-1-①に記載したように学則で定めている。

資料2-A

学則		
第2条 本学の学科及びそれぞれの学生定員は、次の表の通りとする。		
学科名	入学定員	収容定員
英語英文学科	50人	100人
国際文化学科	60人	120人
食物栄養学科	60人	120人
生活デザイン学科	60人	120人

（出典 岐阜市立女子短期大学学則の該当箇所）

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学則に掲げる教育研究目標と、岐阜市を中心とする地域や全国的なニーズを踏まえて、英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科の4学科を設置している。

英語英文学科では、実践的な英語コミュニケーション能力を身につけると同時に、英語と英米文化について学ぶ中で、国際的視野と人間性の涵養に努めている。

国際文化学科では、日本語をはじめとし、英語、中国語、韓国語のコミュニケーション能力を身につけ、さらに情報コミュニケーション能力を育成して、社会で広く必要とされる情報処理、情報発信能力の育成を行い、世界の文化を比較研究する中で、豊かな国際感覚を身につけることを目指している。

食物栄養学科では、栄養士に必要な専門知識を身につけると同時に、健康な食生活を企画・実践し、地域社会において栄養指導ができる人材の育成に努めている。

生活デザイン学科では、デザインに関する基礎的な知識を身につけながら、ファッション、建築・インテリア、グラフィックスの分野の専門知識と技能を身につけさせている。

各学科ともに、教養教育をはじめとし、マンツーマン的な卒業研究などを通して、教養と豊かな人間性の育成に努めるとともに、地域や社会の要請に応じて設置された各学科において、専門的な知識や技能を修得させているので、本学の学科構成は、本学の教育目的に合致したものになっていると考えられる。

観点 2-1-②： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における教養教育は、学則第 1 条に「女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養する」と規定されているように、学科を越えた全学的な教務委員会において検討し、実施する体制を整えている。各学科で設けられている専門科目と並んで、教養科目を 7 つの視点（現代社会の理解、自然・環境の理解、人間の理解、健康科学、情報科学、外国語、教養演習）からバランスをとって配置して、人格形成のための教育を進める体制を整えている（別冊資料 A：『学生便覧』、別冊資料 D：『授業計画（シラバス）』、及び別添資料 2-1-②-1：「教務委員会規程」参照）。

また、平成 12 年 4 月に学科改組をした際に、大学生としての心構えや勉学の態度を養うための教育、また専門科目や卒業研究への橋渡しのための教育科目が必要であると考えて、全学科に「教養演習」（別冊資料 D：『授業計画（シラバス）』参照）を教養科目として設置した。各学科ともに、この科目を新入生に対する教養教育の基礎科目として位置づけ、ほかの教養科目と連動させて専門教育への橋渡しとしている。

また平成 15 年からは、岐阜県内の他大学との単位互換制度（ネットワーク大学コンソーシアム岐阜）によって、従来よりも幅広く教養教育科目を履修することが可能となっている。（別添資料 2-1-②-2：「平成 21 年度単位互換履修生募集ガイド」参照）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育のあり方に関しては、教務委員会や教授会において継続的に見直しを進めている（別添資料 2-1-②-3：平成 19 年度第 5 回教務委員会議事録、別添資料 2-1-②-4：平成 19 年度第 8 回教授会議事録 参照）。

近隣大学とは単位互換制度を設けて、とりわけインターネットを使ったオンデマンド授業を活用して、幅広い教養科目を提供するよう努めている。

このように、教養教育が適切に行える仕組みは整備され、適切に機能していると考えられる。

観点 2-1-③： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点 2-1-④： 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

該当なし。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学の教授会は、学則第 45 条（資料 2-B 参照）に規定されているように、学則などの規程の制定・改廃、教育研究の施設やカリキュラム、単位の認定、補導厚生、大学予算、教員の人事など大学運営の殆どすべての問題を審議・決定している。教授会の具体的審議事項も、教育課程や履修などの教育活動に関する議題が多くを占めている（別添資料 2-2-①-1：「平成 20 年度第 10 回教授会議事録」参照）。これらの審議事項は、総務委員会、教務委員会、厚生委員会などで検討されて教授会にあげられるものが多く、殆ど学生の教育の中身や環境を改善するための方策についての審議である。

資料 2-B

（教授会の任務）

第 45 条 教育公務員特例法第 2 章第 1 節（第 10 条を除く）及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 144 条の規定によりその権限に属する事項のほか、次の各号に掲げる事項は、教授会の審議を経るものとする。

- (1) 学則その他本学内の規則の制定又は改廃に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 教育及び研究施設の設置又は改廃に関すること
- (4) 教育課程及びその改廃に関すること
- (5) 学生の生活指導、厚生及びその身分に関する重要なこと
- (6) 図書館に関すること
- (7) 科目等履修生、特別聴講学生、特別課程の履修者及び公開講座に関すること
- (8) 学外の大学や短期大学、その他の機関や団体との連携に関すること
- (9) その他本学の教育・研究に関して重要と認めたこと

（出典 岐阜市立女子短期大学学則の該当箇所）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、毎月第 4 水曜日に定例の教授会が、入試時期などには臨時教授会が開催され、各学科、各種委員会から提案された議題を慎重に議論し、決議している。平成 20 年度は計 17 回（臨時 5 回を含む）の教授会が開催され、学則や規程の改廃、教育環境の整備、学生の入学、退学、休学、復学、卒業などの認定、カリキュラムの改定、また、学長、学生部長、図書館長などの選考に関して、慎重かつ実質的な協議を行った。このように本学の教授会は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では教務委員会規程（資料 2-C 参照）に定められているとおり、教務委員会が、教育課程や教育方法等を検討する組織と位置づけられている。

資料 2-C

(業務)

第6条 委員会は、次の各号に関して業務の執行にあたるものとする。

- (1) 全学共通の学修指導及び業務の執行に関する事。
- (2) 学科目・単位数・必修選択の区分等の改定及び運用に関する事。
- (3) 特別講義等を含む教育計画の立案企画に関する事。
- (4) 授業時間割の編成及び七曜日表の作成に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(出典 岐阜市立女子短期大学教務委員会規程該当箇所)

本学の教務委員会は、教務委員長（学生部長）の下に、各学科から1名の委員と事務局から2名の合計7名で構成されている。毎月第2水曜日に定例の会議が開催され、必要があれば臨時の会議も開かれている。審議事例としては、平成20年度における生活デザイン学科のカリキュラム改正審議をあげる。（別添資料2-2-②-1「平成20年度第7回教務委員会議事録」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

平成20年度は計14回（臨時2回を含む）の教務委員会を開催し、カリキュラム改正、履修計画、時間割編成、単位認定、学生の退学、休学及び復学、教養教育、その他の教育・学修指導などに関して、慎重かつ実質的な協議を行った。こうした諸活動から判断して、教務委員会が教育課程や教育方法等を検討する組織として適切に機能しているといえよう。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科という4学科構成は、地域や社会のニーズに対応したものであり、各学科ともに、幅広い教養と専門の知識・技能の習得をめざした教育活動を行っており、本学の教育目的の実現を目指している。

教授会や教務委員会は、教育課程の編成や改正、学生の受講などに関する学修規程の改廃、日々の具体的な教育問題（例えば学生の休学など）など、教育に関する重要事項をすべて審議している。

【改善を要する点】

教育課程や教育方法は常に時代の趨勢に対応すべきものである。学生や社会のニーズを敏感に取り入れ、地域社会に貢献できる人材を輩出していくために、具体的には高校側との連携をさらに密にすることや、社会人への対応、カリキュラムの更なる工夫、資格取得のための講座等の改廃など、より多角的で迅速な議論が該当する委員会や教授会において行われる必要がある。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は「女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とす

る」と学則で規定している。この目的を達成するため、本学では英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科を設置しており、この学科の構成は本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものになっている。

本学における教養教育は、教務委員会において全学的な見地で議論し、実施する体制を整えている。平成 12 年に全学科にわたり「教養演習」という教養教育科目を設置した。これは、大学での基本的な学習方法を身につけさせ、専門教育への橋渡しとなることをねらっている。また平成 15 年 4 月から岐阜県内の他大学との単位互換制度（ネットワーク大学コンソーシアム岐阜）に参加することにより、従来よりも幅広く教養教育科目を履修することが可能となった。

本学の教授会は、教育活動に関して、学則などの規程の改正、教員の人事、大学予算、教育研究の体制やカリキュラム編成、単位の認定、補導厚生などに関する事項を審議・決定している。教授会では、教育課程や履修などの教育活動に関する議題が多くを占めており、各学科、各委員会から提案された議題を慎重に議論し、決定している。このように本学の教授会は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

本学の教務委員会では、カリキュラム改正、単位認定、学生の休学・復学・退学、時間割編成、学修規程の改正などに関して、討議し決定している。こうした諸活動から判断して、教務委員会が教育課程や教育方法等を検討する組織として十分に機能していると考えられる。